

令和7年3月13日

公益社団法人世田谷法人会 会員各位

公益社団法人世田谷法人会
会長 山崎 充

会費改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、法人会は、「健全な納税者の団体」とであると同時に「よき経営者をめざすものの団体」として、会員の皆様方にご理解、ご協力をいただきながら、現在では全国で約70万社の会員企業の皆様にご加入いただいております。経営者の立場から税制のあり方を検討し、税制改正に関する提言を取りまとめ、全国の法人会が一堂に会する全国大会の場で一丸となって提言活動を行い、政府や国会への働きかけを通じて、税制改正に大きな成果をあげてまいりました。

このほか、経営知識を得るための講演会や実践的な税制研修会、ビジネスチャンスを開拓するための交流会の開催をはじめ、経営者と社員の皆様のための充実した経営支援サービスを提供するなど、会員企業の皆様に役立つサポートのみならず、地域社会にとってもなくてはならない存在として、公益社団法人としての役割を果たしております。

この度、当会では、今後も引き続き円滑な会の運営を行っていくため、誠に心苦しい限りですが、令和7年度（令和7年4月～）より、以下の通り会費を改定させていただきたく、お知らせ申し上げます。

つきましては、会員の皆様には、誠に恐縮ではございますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

■ 会費改定時期 令和7年4月より

■ 会費の改定内容

会員区分	会費区分（※）	年額 （改定前）	年額 （改定後）
正会員 （世田谷税務署 管内）	① 資本金1,000万円未満の法人	9,600円	12,000円
	② 資本金1,000万円以上2,000万円未満の法人	14,400円	18,000円
	③ 資本金2,000万円以上5,000万円未満の法人	30,000円	36,000円
	④ 資本金5,000万円以上の法人	42,000円	50,400円
	⑤ 合資会社、合名会社、管内に事業所を有する法人の支社・支店・営業所等、医療法人、学校法人、宗教法人、NPO法人、公益法人、社会福祉法人等	9,600円	12,000円
	⑥ 同族法人（二親等以内の血族により経営される法人）	4,800円	6,000円
賛助会員	⑦ 弁護士、弁理士、司法書士、行政書士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、中小企業診断士、公認会計士、不動産鑑定士（10士業）	7,200円	12,000円
	上記①～⑦以外		9,600円

（※）会員法人の系列会社（同一代表者に限る）は会費免除となります。

【お問い合わせ】公益社団法人世田谷法人会 事務局
〒154-0023 東京都世田谷区若林1-15-10 世田谷電設会館3階
TEL: 03-3410-1425 FAX: 03-3421-4226 E-mail: info@setagaya.or.jp